

特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下本会という）は、特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県藤沢市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は次のことを目的とする

- (1) ラグビーフットボールを中心としたスポーツの興隆
- (2) ラグビークラブチームの育成・指導ならびに他の競技種目との交流を通じての地域スポーツ文化の向上

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) スポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①ラグビースクールの運営
- ②ラグビークラブチームの育成・指導に係る事業
- ③その他、本会の目的を達成するために必要な事業

- (2) その他の事業

物品販売業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、「会員規約」第2条に定めるとおり、次の種別とする。このうち正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員： 本会の目的に賛同して入会した個人

- (2) 賛助会員： 本会の目的に賛同し、本会の活動に協賛するため、入会を希望しこれが認められた個人及び団体
- (3) 特別会員： 倶楽部の運営上渉外活動や会計処理等において会員として所属して頂く必要が認められる個人
- (4) 準会員： 指導員OB／OG、父母会OB／OG、倶楽部活動に功労あるいは、過去に貢献いただいた個人
- (5) 暫定会員： 本会の趣意に賛同し、参加を希望する以下の個人
 - ①学生
 - ②体験者
 - ③補助指導員
 - ④限定競技者

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、「会員規約」第1条に基づく手続きを行うものとする。この加入申し込みを受けた担当理事は、理事会に報告し、理事会が諾否を決定する。理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 倶楽部の総務部を統括する理事は、加入を申し込む者の入会を認めない時は、速やかにその理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、「会員規約」に別途定める入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員は、次の各号に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 本会に退会届を出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 会費を2年滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は退会届を提出して自由に退会することができる。

(除名)

第11条 本会は次の各号の一に該当する正会員を、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、本会は総会の会日の10日前までにその旨を当該正会員に通知し、かつ、総会において弁明する機会を与える。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした者
- (2) 本会の名誉又は信用を傷つけた者

(抛出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事9名以上18名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち3名以内を常務理事とすることができる。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 連続して就任できる役員任期は、理事が4期8年、監事が2期4年とする。また役員定年を75才とする。なお、役員改選にあたって特別な事由により役員の定年及び

任期を延長する必要がある場合は、理事会にて決議の上、総会に上程して承認を得るものとする。

3 役員が任期途中で退任した場合は、補欠役員を選任することができる。補欠役員は総会において選任する。補欠のため、または増員によって期中に就任した役員の任期は、それぞれの前任者或いは現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(選任等)

第15条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長は理事の互選とする。

3 常務理事は理事長が必要と認める場合、理事の中から指名する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれるようになってはならない。

5 監事は理事又は本会の職員をかねることはできない。

(職務)

第16条 理事長は代表理事とする。

2 理事長は本会の業務を総理する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

4 常務理事は、副理事長を補佐し、本会の常務を掌理する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) 本会財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告のため必要があれば総会を招集する。

(5) 理事の業務執行状況又は本会の財産状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(役員の忠実義務)

第17条 理事及び監事は法令、定款、及び規約ならびに総会の決議を遵守し、本会のため善良なる管理者の注意義務に則り忠実に職務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速やかにこれを補充する。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により職務遂行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬)

第20条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員報酬は総会において定める。

(顧問)

第21条 本会に役員の外に顧問をおくことができる。

2 顧問はそれぞれの分野で経験、見識共に高く評価された者の内から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第22条 本会に事務局長、会計主任その他の職員をおくことができる。

2 理事会の業務遂行に必要となる知識や技能を有する者を職員として業務を委嘱できるものとする。また、職員の委嘱業務については、理事長が決定する。

第5章 総会

(種別)

第23条 本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 組織に関する事項
- (10) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 第16条第5項第4号に基づき監事より招集があったとき
- (3) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の

請求があったとき

(招集)

第27条 総会は第26条第2項第2号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は第26条第2項第1号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的事項およびその内容ならびに日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法を各正会員に発することにより行う。

(議長)

第28条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第29条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(議決)

第30条 総会の議決事項は第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定する者の他出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

(緊急議案)

第31条 前条第1項の規定にかかわらず、議事が緊急を要するものである場合は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決できる。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条及び第33条第1項の適用に当たっては出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者のある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は理事長、副理事長及び理事を以って構成する。

3 監事は理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権能)

第35条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第36条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催の請求があったとき

(3) 第16条第5項第5号の規定により監事から請求があったとき

(招集)

第37条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付の金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 収益及び費用は、活動予算に基づいて行うこと

(2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記載すること

(3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること

(4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続し、みだりにこれを変更しないこと

(5) 本会は、会計に関し、会計規約を定めるものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により活動予算が成立しないとき

は、理事長は、理事会の議決を経て、活動予算成立の日まで前事業年度の活動予算に準じ収益・費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した収益・費用とみなす。

(事業報告及び活動決算)

第48条 本会の事業報告及び活動決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産日録等として作成し、監事の監査を経てその年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第50条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証取り消し

2 前項第1号の事由により本会を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により本会を解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の内から、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は本会掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを

定める。

2 この定款の施行のために必要な細則として、規約を定める。各規約の改正については、理事会の決議に基づきこれを行う。

附 則

1 この定款は、本会成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	佐藤 貞夫
副理事長	高橋陽之助
副理事長	野澤菊三郎
副理事長	永渕 泰清
専務理事	伊藤 久樹
常務理事	平井 勝
常務理事	和田 義一
常務理事	岩倉 高志
理事	中瀬 博
理事	野本 峰生
理事	早川 吾朗
理事	森山 實
理事	工藤 隆司
理事	依田 秀雄
理事	大貫世志男
理事	佐渡三貴也
理事	三上 尚人
理事	泉 卓
理事	高原 修
監事	富田 潤一
監事	矢野 直孝

3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず創立総会において定めるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 本会設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

の会費については本会規約にて別途定める。

(1) 正会員 入会金 2,000 円

会 費 12,000 円

(2) 賛助会員 会 費 個人 一口 2,000 円

団体 一口 10,000 円

附 則

この定款は、平成15年5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 6 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 9 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 9 年 1 0 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 3 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 3 年 8 月 2 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 3 0 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 3 0 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 月 日から施行する。

以下余白